

三重県議会における議会基本条例を核とした議会改革の状況について

報告者：宮本 俊

(1) 視察テーマ／目的

議会基本条例制定までの経緯、制定後の具体的な活動内容を理解し、今後の福井県議会における議会改革の参考にする

(2) 日時・場所

平成 22 年 5 月 20 日（木） 15：00～17：00 三重県議会議事堂

(3) 面談者

三重県議会議長	三谷 哲央 氏
三重県議会事務局次長	高沖 秀宣 氏

(4) 三重県議会の概要

法廷議員数	58 人
条例定数	51 人
現員	49 人

<会派厚生>

新政みえ（民主党）	23 名
自民みらい（自民党）	21 名
日本共産党三重県議団	2 名
公明党	2 名
「想造」	1 名

最大会派は民主系の新政みえであるが、過半数を占めてはおらず自民系の自民みらいとも議員数において拮抗している。

(5) 議会改革の経緯

平成 7 年に北川正恭氏が県知事に初当選、ニューパブリックマネジメント（民間企業の経営手法の導入により経済性、効率性、有効性を追求、住民の負担に対して最大限の満足を提供する行政手法）を旗頭とし県庁の改革を矢継ぎ早に断行していった。

中でも平成 14 年に実施されたプラン（計画）ドゥー（実行）チェック（評価）アクション（見直し）の PDCA サイクルを回すマネジメントシステムの導入は県執行部が自らの政策を自ら評価していくことになり、また、そのサイクルの中で議会の立ち位置が定義されていなかったことから監視機関としての議会の存在意義が急速に低下していくであろうという危機感が蔓延した。

このような危機感を背景として平成 14 年 5 月には「政策推進システム対応検討会」を設置、H16 年 2 月には議会基本条例制定の打ち出しを行った。この間、議会の在り方、基本方針を議論、整備しこれらをまとめる形で平成 17 年 3 月には「二元代表制における議会の在り方について」の最終報告を行った。

平成 17 年 5 月には「議会基本条例検討会」を設置、平成 18 年 12 月の条例案の可決がなされた。

(6) 条例制定により何が変わったか（（ ）内の記載は議会基本条例における条文）

(A) 議会の機能、責任の明確化（前文 第1条～4条）

二代表制の一つの柱として、議会における基本方針、議員の責務や活動原則について明確に規定し県民に対しその存在意義のアピールを行っている。

(B) 附属機関の設置（第12条）

地方自治法には議会が専門的な分野において審議、調査などを諮問する附属機関を設置することを想定していない。しかし、その必要性を重視した議会では総務省との神経質な議論の末、結論は出ていないものの附属機関の設置を規定した。現在「三重県議会改革諮問会議」を設置、終わりのなき改革のための答申を受けている。

(C) 検討会などの設置（第14条）

県政上の課題に対してその解決のための検討会を議会内部に設置、その課題の解決方法の検討が終了した段階で解散されるタスクフォース的な運営がなされている。過去には「道州制・地方財政制度調査検討会」（平成19年6月）、「食の安全・安心の確保に関する条例検討会」（H19年12月）、「財政問題に関する政策討論会議」（H20年10月）など多くの検討会が設置されている。

(D) 公聴広報機能の充実（第19条）

H19年6月より月一回の議長定例記者会見を実施しその時々々の県政課題に対する議会全体としての見解を表明している。また、H19年9月には「みえ県議会出前講座」を開始し学校や市民団体、地域住民に対して県政に対する公聴会を実施している。四半期ごとに「みえ県議会新聞」も発行し県民へ議会における議論など論点の開示などを行っている。インターネットの利用に積極的でH21年12月にはインターネットで中継される各委員会の傍聴者の理解の助けとなるよう委員会説明資料の事前のホームページ掲載を行っており、H20年5月以降には議決への議員別賛否状況も公開している。

(E) 議会事務局の強化（第25条）

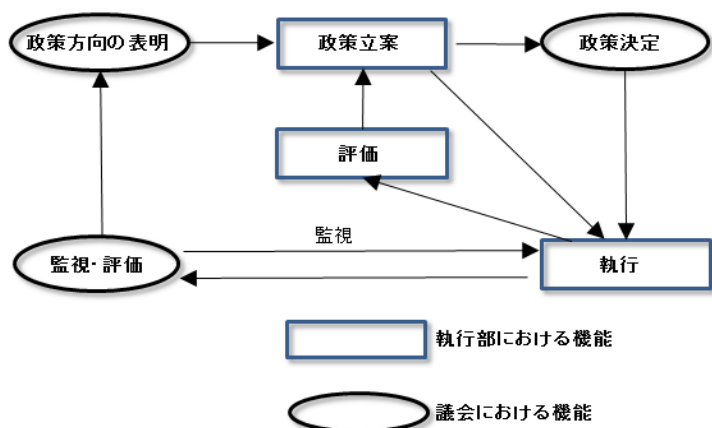
議会において議会事務局職員の採用が行えることとした。H21年9月にはその前段階として公共政策大学院の学生2名をインターンシップ制試行の為に受け入れを行っている。

また、議会職員を衆参議院法制局へ研修に送り条例制定などに関するスキルアップを目指している。

(F) 定例会年2回制

定例会を年2回制にし、その分会期を大幅に拡大した。年4回制時代には100日強の開催日数であったが現在は220日強の会期日数となっている。これにより議会招集の事務的なステップが半減され腰を落着けた長期間の審議が可能になり、従来議会開催の時間的な制約を理由に専決とされていた事項を議案化することができるようになった。

(G) 議会意思の県政への反映



新しい議会と執行部の関係に基づき政策執行のサイクルを表わすと左の図のようになる。

ここで特質すべきは左上に記載の「政策方向の表明」である。知事が議案として政策立案する前に議会の側が意思表示を行い、知事の政策立案が議会の表明した意思に合致するとき「政策決定」を議

決として行い、その執行を「監視・評価」して次なる政策方向の表明へとつなげるというものである。この表明については重要取組課題の議会から執行部への提示や政策条例の議員発議などによって行われることが想定されるが、これこそが「二代表制」の核心部分でありより県民に近いところにいる議員がその民意とするところを組み上げ、県政に反映させようとする試みが表れている。

(7) 問題点

上記議会改革を推し進める中で発生する課題は以下のものがあげられるであろう。

(A) 議会運営費用の増加

会期日数が増え、審議、調査などの議員本来の活動が増加することにより議会事務局スタッフの人件費などコストが増加することが考えられる。三重県議会においても実際に改革前に比べ700万円ほどのコスト増となった。これらの増加を抑えるため大きな予算を伴う海外視察を取りやめるなどコスト削減努力についても同時に行っている。

(B) 議員、職員の負担の増加

会期日数の増加や公聴会、検討会の開催など従来ではなかった活動に対する議員、議会事務局職員の負担増は大きくそれを受け入れる議会および事務局の一体化したコンセンサスが必要となる。

(C) 議員、職員の資質向上

従来のチェック機能の充実という側面からもその深い議論において執行部と互角に渡り合うべく常に自らの議員、職員としてのスキルアップが望まれるところとなる。このことは政策立案という機能においてより大きな課題となる。

(8) 所感

(A) 地方分権と二代表制の確立が叫ばれる中、議会改革は議会における喫緊の課題であることには大きな議論はないと考える。このような環境下、基本条例の制定はあくまでも改革の一つの手段にすぎず、重要なことは条例の条文にある規定が議員を拘束し、実際に議会という「一つ」の組織として県民益を与える形で実施がなされるかどうかである。

条例を制定すること自体は大きな作業ではないと考えるが、その条例に基づいた活動を行っていくことは前述の通り現在よりはるかに大きい負担が強いられることになる。言い換えるならばこの負担の受け入れなしの条例制定は全く意味のないものであろう。その意味で議員一人ひとりが議会改革に積極的に関与する決意と覚悟が必要であり、その意思がコンセンサスとして議会の総意となることが最も重要なことと言えよう。

(B) 三重県議会の改革推進の背景には前述の北川知事の県政運営と共に議会の会派構成が拮抗しており不安定な状態が常態化していたこともあげられると考える。従来から「議会改革」は民主党の十八番というイメージもあるがこれらを払しょくする形で自民党議員主導による議会改革は全国的に見てもニュースバリューのあることと思われ取組に値するのではないだろうか。